



毎月第1・第3日曜日発行  
 広報みたかはシルバー人材センターの会員がお届けしています。

発行:三鷹市/編集:秘書広報課  
 〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1  
 法人番号:8000020132047

市役所代表電話

☎0422-45-1151(代)

ホームページ  
 (パソコン・スマートフォン用)

http://www.city.mitaka.tokyo.jp/

携帯サイト

http://www.city.mitaka.tokyo.jp/i/



## 今号の紙面から

無料公衆無線LANサービス  
 「Wi-Fi三鷹」をご利用ください………2面

高齢者支援の新たな担い手  
 「みたかふれあい支援員」を募集します…3面

5月12日は「民生委員・児童委員の日」  
 民生・児童委員は地域の身近な相談相手です………3面

市からのお知らせ………11面から

大雨に備えるために  
 総合水防訓練にご参加ください………12面

ますます  
 充実!

# 三鷹市ホームページの 便利な機能や活用方法をご紹介します



三鷹市公式ホームページ「トップページ」

市では、高齢者や障がいのある方、外国人の方など、誰もが使いやすいホームページを提供するため、新たな機能を随時追加し、利便性の向上に努めています。こうした取り組みなどにより、平成27年に公表された全国の自治体ホームページのウェブアクセシビリティ※1に関する調査※2では、関東地方で第3位、全国で第5位の評価を得ました。

また、ホームページから広報紙やテレビ広報番組が見られるなど、市政情報を発信している多様なメディアにアクセスするための入り口としても、ホームページは大きな役割を果たしています。

今号では、知っている便利な市ホームページのさまざまな機能や使い方についてご紹介します。

☎秘書広報課 内線2134

※1 ウェブアクセシビリティとは、高齢者、障がい者や利用に不慣れな方を含めて、誰もがウェブで提供されている情報や機能を支障なく利用できること。

※2 平成26年10月7日～27年4月22日にアライド・ブレインズ(株)が実施・公開した自治体ホームページのウェブアクセシビリティ全ページ調査。

## 1 視力の弱い方や色の識別・文字の判読が苦手な方向けの機能

画面に表示されるコントローラー(写真右)をクリックすることで、文字・画像の表示サイズや画面カラーの変更、音声読み上げ機能、ふりがな機能(平仮名・ローマ字)が使えます。



## 2 外国語自動翻訳機能(英語、中国語(簡体字・繁体字)、ハングル)

各言語のボタンをクリックし、「利用ガイド」に従って操作すると、全ページが瞬時に自動翻訳されます。

## 3 市の重要施策や特設サイトへバナー画像から直接リンク

市の重要施策やお薦めの特設サイトは、トップページの右上にあるバナー画像から、ワンクリックでご覧いただけます。

## 4 防災無線の放送内容を24時間表示

防災無線で放送をした際に、トップページにボタン(写真右)を表示し、放送内容を掲載したページを24時間公開しています。また、併せて三鷹市公式Twitter(ツイッター)にも放送内容を投稿します。放送を聞き取りづらい場合などに便利です。



## 5 プレスリリースで発表した情報を即日公開

市が報道機関などに向けて公表した資料を即日公開しています。市の情報をいち早く知ることができる情報源として、ご利用ください。

## 6 「広報みたか」を文字情報・PDF・電子書籍で読むことができます

「広報みたか」のテキスト版とPDF版を2002年発行分から最新号までご覧いただけます。また、今号から順次、多摩地域の電子書籍ポータルサイト「TAMA ebooks」[HP](http://www.tama-ebooks.jp/) http://www.tama-ebooks.jp/で、電子書籍版を公開します。

## 7 「みる・みる・三鷹」をYouTubeで配信

市のテレビ広報番組「みる・みる・三鷹」を4月から無料動画共有サイトYouTubeで配信しています。過去の放送分も含め、スマートフォンやタブレット端末からもご覧いただけます。



## スマートフォン専用サイトもご利用ください

昨年12月からスマートフォン専用サイトを公開しています。ページ上下にあるボタンにより、パソコン版への切り替えも可能です。



「第37回 憲法を記念する市民のつどい」のポスターを手に

### 市長のひとことコーナー

ケーブルテレビの広報番組「みる・みる・三鷹」では「市長のひとことコーナー」を放送しています(放送時間は12面参照)。

5月3日は憲法記念日です。この時期に、三鷹市と教育委員会は「憲法を記念する三鷹市民の会」の皆様と一緒に主催して、「憲法を記念する市民のつどい」を開催を継続してきました。37回目の今年は、5月14日(土)午後1時から開催します。今年度は、平成18(2006)年4月に参加と協働のまちづくりを自治の理念に定めた三鷹市の憲法ともいえるべき、「三鷹市自治基本条例」が施行されて10年を迎えていることから、地方自治をテーマに企画しています(6面参照)。

自治基本条例では、市長の責務について「市長は、その地位が市民の信任によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信任に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない」とされています。私は引き続き、公正かつ誠実に市長の職務に努めることを強く決意しています。また、市民の権利と責務については、「市民は地域の自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動や、地域の課題解決活動について、主体的に、自由に、自立して行うことができる」と定められており、こうした活動をする際には、「自らの発言と行動に責任を持つとともに、互いの意見や行動を尊重しなければならない」とされています。

今年の憲法のつどいでは、自治基本条例制定過程でお世話になった東京大学名誉教授(行政学)の西尾勝先生に「国会の立法権と地方自治」について講演していただき、憲法を記念する三鷹市民の会、住民協議会、市民協働ネットワーク、地域ケアネットワーク、コミュニティ・スクール委員会等で活躍されている市民の皆様による「三鷹が創る協働のまちづくり—三鷹発 自治の未来」と題するパネルディスカッションを予定しています。

自治基本条例の定義で、「市民」は「三鷹市に住民、働き、学び、若しくは活動する人」とされています。今後も、三鷹市に関わる多様な世代、多様な職業、多様な価値観を持つ市民の皆様が、お互いに人権と意見を尊重し合うことによって、市民自治を深めていきたいと思います。

### 市長コラム

多様な価値観を尊重し合うことで  
 深まる市民自治

三鷹市長

清原慶子